

佐賀県DV総合対策センター 令和5年度(2023年度)事業計画

●開催時期等は、決定次第ホームページやチラシ等でお知らせします。

令和5年11月1日現在

〈研修・啓発事業〉

事業名	開催時期	開催地	回数	定員	対象	内容
DV関係機関相談員向け研修	第1回 4月25日(火) 第2回 5月11日(木) 第3回 7月12日(水) 第4回 10月6日(金) 第5回 12月8日(金)	佐賀市 (アバンセ)	5回	各30名	DV被害者支援に携わる相談員等	相談員等の支援スキル向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施します。
市町DV出張研修	年間	希望市町	5回	—	市町の職員	DVに対する認識を深めてもらうため、市町の職員を対象とした出張研修を実施します。
女性に対する暴力防止講演会	11月22日(水)	佐賀市 (アバンセ)	1回	100名	県民	女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るために講演会を開催します。
DV防止啓発展示	11月	佐賀市 (アバンセほか)	—	—	県民	「女性に対する暴力をなくす運動」(期間 11月12～25日)がある11月に合わせ、DV防止啓発パネル等の展示やパープルライトアップを実施します。
女性のための護身術講習*	1月20日(土)	佐賀市 (アバンセ)	1回	未定	県内 16歳以上の女性	自分の身を守るための知識や技術を習得し、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊心を向上させるための講習会を開催します。
性暴力被害者支援員研修	未定	未定	1回	—	拠点病院及び関係機関の職員等	相談対応スキル等を向上させるため、専門家を講師とした研修会を開催します。

*財団自主事業

〈啓発・調査・研究事業〉

事業名	開催時期	開催地	回数等	対象	内容
高校生・大学生・専門学校生向けDV等暴力予防教育事業	年間	希望校	15回	県内高等学校及び大学等の生徒・学生	デートDVや性暴力の防止、性犯罪に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を実施し、相談先等を記載したリーフレット・カードを配布します。
小学生・中学生・特別支援学校生向けDV等暴力予防教育事業	年間	希望校	30回	県内小・中学校及び特別支援学校の児童・生徒	良好な人間関係の構築や暴力(いじめ、デートDVや性暴力等)の予防に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を各学年の発達段階に応じた伝え方により実施します。
DV等暴力予防教育事業等でのアンケートの実施	年間	—	—	DV暴力予防等を実施した学校	DV予防教育事業の実施後に、児童・生徒・学生等に対するアンケートを行うことで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てます。

〈相談事業〉

事業名	開設日時	対象	内容
女性のための総合相談	火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～16時30分 (月曜は休みです。)	様々な悩みを抱えた女性	女性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な問題について、電話や面談により女性の相談員が相談に応じます。
女性のための法律相談	毎月 第1土曜、第3木曜 13時～16時(要予約)	様々な悩みを抱えた女性	DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、女性の弁護士が面談に応じ、相談者の問題解決を支援します。
女性のためのこころの相談	毎月 第1木曜、第3土曜 14時～16時(要予約)	様々な悩みを抱えた女性	様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性の臨床心理士または公認心理師が面談に応じ、相談者の心のケアを図ります。
女性のための市町出張相談	市町の要請に応じ随時	様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等	重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合に、市町の要請に応じて、女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じます。また、必要に応じて市町の相談員等への助言等を行います。
男性総合相談	電話 毎週水曜日(祝日は除く) 19時～21時 面談 毎月第4土曜 14時～16時(要予約)	様々な悩みを抱えた男性	男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性の臨床心理士または公認心理師が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図ります。
LGBTsに関する相談	電話 毎月第2土曜、第4木曜 14時～16時	LGBTsに関する悩みを抱えた方	LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図ります。

〈相談事業〉

事業名	開設日時	対象	内容
性暴力被害者支援事業 ・相談支援 ・医療支援 ・精神的支援	・性暴力救援センター・さが (さがmirai) ・アバンセ女性総合相談 火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～16時30分 (月曜は休みです。)	県内在住の性暴力被害者 (急性期の医療支援については居住地、被害地に関わらず被害者を支援の対象とする)	2つの窓口で、性暴力被害者の相談に応じます。また、必要に応じて医療措置やカウンセリングを実施し、それに伴う費用を支援します。

〈その他事業〉

事業名	開催時期	回数	内容
佐賀県DV総合対策会議	第1回 5月26日(金) 第2回 11月 第3回 未定	3回	佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の予防教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、方針・方策を決定する会議です。
佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会	第1回 6月9日(金) 第2回 10月3日(火)	2回	「佐賀県DV被害者支援基本計画(第4次計画)」の計画期間が令和5年度で終了することを受け、新たな基本計画を策定するに際し、基本計画に反映させるための専門的な調査研究を行うための会議です。
性暴力被害者支援事業調整会	7月28日(金)	1回	性暴力被害者支援事業について、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするための会議です。
DV被害者支援市町連携会議	第1回 5月19日(金) 第2回 7月 7日(金) 第3回 7月13日(木) 第4回 7月19日(水) 第5回 7月26日(水)	5回	市町や関係機関の連携強化と、DV対策のさらなる充実を図るための会議です。
県内DV被害者支援民間団体等の活動支援、講師派遣	随時	—	地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がり支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行います。
佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画(第4次計画(2019年度～2023年度))に伴う支援強化事業	年間	—	「特別支援学校の児童・生徒向けDV等暴力予防教育プログラムの作成」、「DV加害者更生プログラムの調査」、「SNS等新たな相談手法の開発」、「DV被害者の心への修復的アプローチ」、「面会交流に係る支援の仕組みづくり」について、新たな支援方法の実施に向けて取り組みを行います。
DV被害者等への支援*	随時	—	DV被害者等への支援のほか、アバンセ基金への寄付協力を依頼します。
女性の健康応援事業*	未定	3回	女性の健康(心身)について振り返れる相談会を開催します。

*財団自主事業

○掲載内容の一部を変更する場合があります。各事業の募集時期や申込方法など、詳細は佐賀県DV総合対策センターへお問い合わせください。

○県民一般を対象とする講演会や相談などでは、6ヶ月～就学前までのお子様の一時的保育を行います。(事前申し込みが必要です。)

【お問い合わせ】

佐賀県DV総合対策センター (アバンセ内)

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11

(TEL 0952-28-1492 ・ FAX 0952-25-5591 ・ E-mail dv@avance.or.jp ・ URL <https://www.avance.or.jp>)



佐賀県DV総合対策センターの事業は、佐賀県からの委託*を受けて公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が実施します。*財団自主事業を除く

もし、性暴力被害にあってしまったら、一人で悩まずご相談ください。



性暴力救援センター・さが(さがmirai)

はやくワンストップ

☎ #8891

(全国共通番号)

